

西宮市国民健康保険運営協議会公募委員選考要綱

平成17年	3月10日	制定
平成21年	1月13日	改正
平成24年	4月1日	改正
平成24年	9月1日	改正
平成26年	4月1日	改正
平成28年	4月1日	改正
平成31年	3月1日	改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険運営協議会の委員の一部の選任に公募制を導入するにあたり、その選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(公募する委員数)

第2条 公募制の対象とする委員（以下「公募委員候補者」という。）は、被保険者を代表する者のうち2人とする。

(公募の方法)

第3条 公募にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとし、選任予定日の概ね2ヶ月前から市政ニュース及び西宮市ホームページにその概要を掲載してこれを行うものとする。

- (1) 審議会の名称、概要及び募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 小論文のテーマ
- (4) 公募人数
- (5) 会議開催の見込み回数、時間及び報酬等
- (6) 任期
- (7) 応募方法
- (8) 公募期間
- (9) 選考方法及び結果発表
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要と認める事項

(応募資格)

第4条 公募委員候補者に応募することができる者は、選任予定日において次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市国民健康保険の被保険者の資格を有するもの
- (2) 満20歳以上71歳までのもの
- (3) 本市の他の審議会の委員でないもの
- (4) 本市の職員又は市議会議員でないもの

(応募方法)

第5条 応募者は、別に定める国民健康保険運営協議会公募委員申込書（以下「申込書」という。）及び指定されたテーマについての小論文を提出するものとする。

2 応募者は前項に掲げる書類を、公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより提出しなければならない。

（選考委員会の設置）

第6条 公募委員候補者の選考を適正に行うため、国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の組織）

第7条 選考委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民局長、副委員長は市民部長をもって充てる。

3 委員長は、選考委員会を招集するとともに、当該選考委員会を主宰する。

4 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。

5 選考委員会の庶務は、国民健康保険課において処理する。

（選考の方法）

第8条 公募委員候補者の選考は、書類及び面接により優秀と認められる者を選考する方法により行うものとする。

（1）書類選考 応募者から提出された申込書及び小論文により、全応募者について行う。

（2）面接による選考 選考委員会が必要と認める場合、書類選考の結果において優秀と認められる者について面接を行うことができる。面接は、選考委員会が、該当者に対して日時と場所を通知して行うものとする。

2 前項の規定による選考にあたっては、別に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。

（選考の決定）

第9条 選考委員会は、前条までの選考の結果、点数順位が高い者のうちから副市長通達「審議会の設置・運営基準」（平成21年1月13日改正）をも勘案し、公募委員候補者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、公募委員候補者を決定しないことができる。

（公募による選考ができなかったとき等の取扱い）

第10条 市民局長は、応募者がなかったとき又は応募者が公募をする委員の人数に満たなかったとき若しくは応募者があったが公募委員候補者の決定ができなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらないで選任を行うことができる。

2 市民局長は、選考委員会が決定した公募委員候補者が選任の日までの間において辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、点数順位が次点の者を公募委員候補者とすることができる。

（応募者への通知等）

第11条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。

2 前項により通知する内容は、当該応募者に係る選考の可否とし、文書によりこれを行うものとする。

3 申込書及び小論文は応募者に返却しないものとする。

(総務局長への報告)

第12条 市民局長は、選考結果について総務局長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、西宮市国民健康保険運営協議会委員の公募に関し必要な事項は、市民局長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年3月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年1月13日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年3月1日から実施する。

別表（第7条関係）

市民局長
市民部長
市民総括室長
国民健康保険課長
国保収納課長